

令和 4 年度

市民税・県民税申告の手引

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得について、申告書を提出してください。

提出期限は令和4年 **3月15日**です。

提出期限を過ぎると、当初の納税通知書の送付(6月)に間に合わない場合があります。

1. 申告書を提出する必要がある方

- 令和4年1月1日現在、高山市にお住まいの方。ただし、次に該当する方は提出する必要はありません。

2. 申告書を提出する必要がない方

- 「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出される(された)方
- 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が高山市に提出されている方(※)
- 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など)のみの方(※)
※「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」は提出せず、所得控除(医療費控除・生命保険控除など)を追加される方は、高山市に市民税・県民税の申告書を提出してください。

3. 障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金と遺族年金は、市民税・県民税が課税される所得とはなりません。障害年金と遺族年金以外に収入がなかった方は、次の「4. 令和3年中に所得がなかった方」をご覧ください。

4. 令和3年中に所得がなかった方

令和4年度市民税・県民税(令和4年6月に税額が決定します)の金額は0円となりますが、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、社会保障制度の利用、所得や課税に関する証明書の発行などに必要となりますので、申告書に必要事項を記入し、提出してください。

5. 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 番号確認書類:個人番号カード(裏面)、通知カード(氏名、住所などの記載事項が住民票と一致するもの)又は個人番号の記載がある住民票の写し
- 本人確認書類:個人番号カード(表面)、運転免許証、パスポート等、健康保険証、キャッシュカード、身体障害者手帳又は介護保険の保険証等
※ 郵送にて提出される方は、個人番号カード、通知カード又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類のコピーを添付してください。
- 令和3年中の収入金額や必要経費が分かるもの
 - 給与所得、公的年金等の所得 …… 源泉徴収票
 - 営業等所得、農業所得、不動産所得 …… 帳簿など収入金額や必要経費がわかる書類
※ 郵送にて提出される方は、申告書裏面の必要事項にもれなく記入していただくか、収支内訳書を作成して添付してください。帳簿など収入金額や必要経費がわかる書類の提出は不要です。
 - その他の所得 …… 収入金額や必要経費がわかる書類

所得控除や税額控除に必要な証明書や領収書(令和3年中に支払った分)

- 医療費控除 …… 医療費控除の明細書(領収書は自宅で5年間保管してください)
※ セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、健康の保持増進等の一定の取組みが確認できる資料
- 社会保険料控除…国民健康保険料などの納付済額通知書、国民年金保険料の控除証明書など
- 生命保険料控除、地震保険料控除…保険会社などの控除証明書
- 障害者控除 …… 障がいの種別や等級(程度)のわかる手帳、障害者控除対象者認定書のコピー
- 寄附金税額控除…寄附先の団体から交付された寄附金の受領証など
※ 郵送にて提出される方は、証明書などを申告書に直接貼り付けないよう、注意してください。
専用台紙又はご自身で用意された台紙に貼り付けてください。

6. 提出先及び問い合わせ先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市役所 税務課 市民税係
電話 0577-35-3626(直通)

申告相談を利用される場合

高山市が開催する申告相談会場にご来場ください。
申告相談の日時、会場などは「広報たかやま2月1日号」にてお知らせします。

記入例

所得のなかった方…この申告書は国民健康保険料申告書を兼ねています。所得のなかった方も、1から10までの該当欄を記入のうえ、提出期限までに提出してください。

1. 下記の者に扶養されている 住所 高山市〇〇町111番地 氏名 〇〇 〇〇 続柄 父	4. 雇用保険で生活している 令和3年 7月 1日から 受給月額 60,000 円	8. 勤務先から給与支払報告書を提出済 勤務先名 株式会社 〇〇
2. 病気療養中である 令和2年 10月 ~令和3年 12月 病名(統合失調症)	5. 下記の学校の学生又は生徒である ア. 高校 ① 大学 ウ. 専門学校 学校名 〇〇大学	9. 確定申告をした 2月22日 高山 税務署へ
3. 遺族・障害年金で生活している 種類 (遺族年金・障害年金) 年額 1,230,000 円	6. 生活保護法による扶助を受けている 平成30年 2月 1日から	10. その他 貯金・仕送り等、どのような収入で生活されているのかを具体的に記入してください 子、〇〇からの仕送り
7. 1月1日は市外に住んでいた 住所 〇〇市〇〇21-3		

日雇、不特定の事業主に従事している人、内職等をしている人は記入してください。

勤務事業所名	〇〇有限会社			
勤務先住所	高山市〇〇町123			
仕事の内容	事務(パート)			
月	日数	収 入 金 額	月	日数
1	20	80,000 円	7	23
2	21	83,200	8	22
3	22	86,400	9	21
4	21	83,200	10	23
5	22	86,400	11	20
6	23	89,600	12	18
賞 与		合 計		1,011,200

営業・農業・その他の事業の人は記入してください。

収 入 金 額	年間売上額	170,000 円
	家事消費等	
	雑 収 入	30,000
	計	④ 200,000
売上原価	仕入金額	⑦ 50,000
	年初たな卸高	① 10,000
	年末たな卸高	② 20,000
	⑦+①-②	⑤ 40,000

営業・農業・その他の事業の人は必要経費について記入してください。

③ 宅地店舗等が借地・借家の場合に記入してください。

支払先の住所	氏 名	土地・家屋の別	支払金額	事業使用割合
			円	%

⑦ 使用人のある方は支払明細を記入してください。

使用人の住所	氏 名	支 払 金 額
		円

⑧ 店舗、機械器具等減価償却の対象になる資産を記入してください。

種類・構造	取得年月日	取得価格	残存価格	償却基礎金額	耐用年数
	・ ・	円	円	円	年
	・ ・				
		償却方法	償 却 額	事業専 用割合	事業用償却額
		定額法	円	%	円
		定額法			

証明書類などの提出…申告書の提出には、収支内訳書(事業所得などのあった方)、源泉徴収票、所得控除(所得から差し引かれる金額)の証明書類などと一緒に提出してください。なお、この申告書には直接貼り付けないでください。

○ 所得金額調整控除に関する事項

給与収入が850万円を超えている方…23歳未満の子ども、又は特別障害者である扶養親族を有する場合は必要事項を記入してください。

氏名		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・ ・	身体・知的・精神		級
個人 番号								別居の場合 の住所	

日雇の方、不特定の事業主に従事している方及び内職等をしている方の記入する欄

仕事の内容、働いた日数とその収入金額を月別に記入してください。内職の方は、委託元を事業所の欄に記入してください(源泉徴収票、支払者の証明等を添付してください)。

不動産所得がある方の記入する欄

何を貸しているかと、その年間の収入金額を明確に記入してください。

営業・農業・その他の事業の所得がある方の記入する欄

租 税 公 課…令和3年中の事業用資産にかかる固定資産税、自動車税、事業税など。
荷 造 運 賃…商品取引の際の荷造りに要した包装材料費や運送費用など。
水道光熱費…事業用として使用した水道代、電気代、ガス代、灯油代など。
旅費交通費…販売、集金などのためにかかった電車賃、車代など。
通 信 費…事業用として使用した電話料、郵送料など。
広告宣伝費…新聞広告、チラシ、カレンダーなどの広告宣伝費用。
接待交際費…得意先などを接待した場合に使った飲食費など。
損害保険料…事業所、店舗などの事業用資産にかかる火災保険料など。
修 繕 費…事業用の建物、機械器具などの修繕費。
消 耗 品 費…包装紙、ひも、文房具などの事務用品、ガソリンなど。
減価償却費…使用期間1年以上で取得価額10万円以上の資産について、その耐用年数に応じた償却額。
定額法の場合、次のように計算します。

取得価額×償却率＝償却額(平成19年4月1日以降に取得の場合)

給 料 賃 金…事業に従事している使用人に対する給料、賃金、手当など。

地 代 家 賃…事業用店舗、事業所などを借りている場合の賃借料。(店舗兼住宅の場合などは使用面積等であん分し、事業用部分のみの賃借料とする。)

支 払 利 子…事業用資金の借りに伴う支払利子。利子分のみで元金は必要経費になりません。

※上記のほか、事業収益を上げるために必要と認められるものが必要経費となりますが、家事上の費用、所得税、相続税、市・県民税など事業収益を上げるために必要と認められないものは必要経費とはなりません。

市・県民税の税額の出し方

所得金額	所得控除額	課税標準額	×	市民税の税率 (6%)	=	市民税の算出所得割額 (税額控除後)	+	市民税の均等割額 (3,500円)	年税額
				県民税の税率 (4%)	=	県民税の算出所得割額 (税額控除後)	+	県民税の均等割額 (2,500円)	

※ 市民税均等割額 3,500円：防災のための施策に必要な財源として500円含む。
※ 県民税均等割額 2,500円：防災のための施策に必要な財源として500円及び清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円含む。

◎非課税となる基準

均等割と所得割の両方が非課税となる方

- ◇ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ◇ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で合計所得金額が135万円以下の方(障害者控除、寡婦控除又はひとり親控除の適用状況により判定しますので、該当する方は所得控除を適用してください。)
- ◇ 合計所得金額が次の金額以下の場合には均等割は課税されず非課税となります。
 - 扶養家族(同一生計配偶者または扶養親族) がない場合 … 38万円
 - 扶養家族がいる場合 … 28万円 × (扶養家族の人数+1) + 168,000円 + 10万円

所得割のみが非課税となる方

- ◇ 総所得金額等が次の金額以下の場合には所得割は課税されず均等割のみが課税されます。
 - 扶養家族がない場合 … 45万円
 - 扶養家族がいる場合 …… 35万円 × (扶養家族の人数+1) + 32万円 + 10万円

所得金額調整控除の適用を受ける方の記入する欄

子育て世帯等、また、給与及び年金の両方の所得を有する方について、税制改正に伴う給与所得及び公的年金等控除額の減額により、負担を生じさせないための控除です。以下の(1)又は(2)に該当する場合は、記入してください。

- (1) 給与などの収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する方(この控除は、扶養控除と異なり、税制上の扶養控除を適用していなくても扶養親族に該当する人がいれば、適用できます。)
 - ア. 23歳未満の扶養親族を有する
 - イ. 本人が特別障害者に該当する
 - ウ. 特別障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族を有する
[給与収入金額(限度額:1,000万円)－850万円]×10%
上記により算出された額を給与所得より控除します。
- (2) 給与所得及び年金所得の両方を有する方で、給与及び公的年金等の所得の合計額が10万円を超える方
給与所得(限度額:10万円)+公的年金等に係る雑所得(限度額:10万円)－10万円
上記により算出された額を給与所得より控除します。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

⑬～⑯又は⑳㉑の所得控除を申告される方は、証明書を提出してください。

控 除	内 容		
⑬ 社会保険料 ⑭ 小規模企業共済等掛金	⑬本人又は生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険料、国民年金掛金など）を支払った場合、その支払った金額が所得から控除されます。 ⑭小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金などを支払った場合、その掛金の合計額が所得から控除されます。		
⑮ 生命保険料	本人又は生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約及び介護医療保険契約について保険料を支払った場合、次に掲げる金額が所得から控除されます。 新生命保険料の金額の合計額 ……… A 新個人年金保険料の金額の合計額 …… D 旧生命保険料の金額の合計額 ……… B 旧個人年金保険料の金額の合計額 …… E 介護医療保険料の金額の合計額 …… C		
Aの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	①（最高28,000円）	計 ①＋②	③（最高28,000円）
Bの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	②（最高35,000円）	②と③の大きい方	④
Cの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	⑤（最高28,000円）		
Dの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	④（最高28,000円）	計 ④＋⑤	⑥（最高28,000円）
Eの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	⑤（最高35,000円）	⑤と⑥の大きい方	⑦
生命保険料控除額	④＋⑤＋⑦（最高70,000円）		

計算式Ⅰ A・C・D(新保険料等)用		計算式Ⅱ B・E(旧保険料等)用	
A・CまたはDの金額	控除額の計算式	BまたはEの金額	控除額の計算式
12,000円以下	A・CまたはDの全額	15,000円以下	BまたはEの全額
12,001円から32,000円まで	A・CまたはD×1/2+6,000円	15,001円から40,000円まで	BまたはE×1/2+7,500円
32,001円から56,000円まで	A・CまたはD×1/4+14,000円	40,001円から70,000円まで	BまたはE×1/4+17,500円
56,001円以上	28,000円(限度額)	70,001円以上	35,000円(限度額)

⑯ 地震保険料

本人又は生計を一にする親族が所有する家屋又は生活用の家具等について、地震等損害により受けた損害を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に基づいて保険料を支払った場合、次の金額が所得から控除されます。
尚 同一契約で旧長期損害保険料と地震保険料両方ある場合、どちらか一方で計算します。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下の場合 5,000円を超え15,000円以下の場合 15,000円を超える場合	支払った保険料の全額 支払った保険料の合計額×1/2+2,500円 10,000円
②地震保険料だけの場合		支払った保険料の半額 (限度額 25,000円)
③上記両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額 (限度額 25,000円)

㉔ 雑 損

本人又は生計を一にする親族の有する資産（事業用資産は除く）について災害、盗難、横領による損失を生じた場合には、その合計額が所得から控除されます。この場合の控除額は次のうちいずれか多い方の金額となります。
①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額×1/10
②（災害関連支出の金額－保険金等による補てん額）－5万円

㉑ 医 療 費

- 本人又は生計を一にする親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算した金額が所得から控除されます。（限度200万円）
支払った医療費の額－保険金等による補てん額－（総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額）
- 健康の保持増進等の一定の取組を行なっている方が、本人又は生計を一にする親族のスイッチOTC医薬品を購入した場合には次の算式で計算した金額が所得から控除されます。（限度8万8千円）
購入したスイッチOTC医薬品の額－1万2千円

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。また、申告書の記載は医療費控除区分欄に「1」を記載します。

控 除	該当される方	控除額
⑰ 寡 婦	次のいずれかに該当する方で、「ひとり親控除」に該当しない方。 (1) 夫と離別し、合計所得金額が500万円以下であり、扶養親族を有し、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 (2) 夫と死別又は夫の生死が明らかでなく、合計所得金額が500万円以下であり、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	260,000円
⑱ ひとり親	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(16歳未満を含む)を有し、かつ、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	300,000円
⑲ 勤 労 学 生	学生等で合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の各種所得の合計額が10万円以下の人	260,000円
㉒ 特別障害者 (本人又は扶養される人) ※16歳未満の扶養親族を含む	令和3年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人 ● 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている人 ● 療育手帳の交付を受けている人で障害の程度がA・A1・A2の人 ● いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない など	(同居の場合 530,000円) 300,000円
その他障害者 (本人又は扶養される人) ※16歳未満の扶養親族を含む	令和3年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する人 ● 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ● 療育手帳の交付を受けている人(A・A1・A2の人は除く) ● 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人	260,000円

記入例

令和4年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険料(税)申告書

高山市長 あて

世帯番号

住 所
高山市花岡町2丁目18番地

職業
屋号又は勤務先
〇〇屋

電話
32-3333

世帯主との続柄
明・大・中・平・令

提出年月日
令和4.2.27

フリガナ
氏名
タカヤマ イチロウ
高山 一郎

整理番号
個人番号
123456789012

申告受付入力

B家屋数
送付 不要

申告者及び扶養親族等の個人番号をご記入ください(申告者のみ番号確認書類及び身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です)。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険	100,000円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 100,000円 新個人年金保険料の計 80,000円 介護医療保険料の計 50,000円	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計 円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 30,000円	旧長期損害保険料の計 20,000円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還 ⑱ ☐ 勤労学生控除(学校名)	
⑳ 障害者控除	氏名 〇〇 〇〇 個人番号 1111, 1111, 1111	身体・知的・精神 3級
㉑ 配偶者控除	氏名 〇〇 〇〇 個人番号 9876, 5432, 1098	生年月日 〇・〇・〇 配偶者の合計所得金額 230,000円
㉒ 扶養控除	氏名 〇〇 〇〇 個人番号 1111, 1111, 1111	生年月日 〇・16・12 同居・別居の区分 ☒ 同居 続柄 子 33万円
㉓ 扶養控除	氏名 〇〇 〇〇 個人番号 2222, 2222, 2222	生年月日 〇・11・6 同居・別居の区分 ☒ 同居 続柄 子 45万円
㉔ 扶養控除	氏名 〇〇 〇〇 個人番号 3333, 3333, 3333	生年月日 〇・19・8 同居・別居の区分 ☐ 同居 続柄 子 万円

㉕ 雑損控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類	損害の金額 保険金などで補てんされる金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉑ 医療費控除	支払った医療費等 80,000円	保険金などで補てんされる金額 0円

5 分離課税所得

譲 渡	短期長期株式等	種目	収 入 金 額	必 要 経 費	所 得 金 額
上場株式等の配当	・	特別控除額又は繰越損失額	円	円	円

6 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	1,000円
株式等譲渡所得割額控除額	円

事業専従者	氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	事業専従者控除額
	配偶者()	大昭和	・	・	ヶ月	円
	配偶者()	大昭和	・	・	ヶ月	円
	配偶者()	大昭和	・	・	ヶ月	円

寄附金に関する事項

(1) 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の合計金額
(2) 住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金(これらの法人、団体に対する寄附金でも、総務大臣の承認を受けたものなど、一部の寄附金に限られます。証明書を確認してください。)
(3) 岐阜県や高山市が条例で指定した寄附金(これに該当するかご不明のときは、証明書をご用意のうえ、高山市税務課までお問い合わせください。)

(注意) ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した方が、市民税・県民税申告を行う場合は申請書を提出した地方公共団体への寄附金も合わせて申告してください。

1 収入金額等	事業農業業 不動産 配当 給与 公的年金等 雑業業務 その他 総合譲渡・一時	⑦ 200,000 ⑧ 100,000 ⑨ 20,000 ⑩ 1,011,200 ⑪ 2,400,000 ⑫ 2,400,000 ⑬ 60,000 ⑭ 100,000 ⑮ 20,000 ⑯ 361,200 ⑰ 1,300,000 ⑱ 1,841,200 ⑲ 100,000 ⑳ 70,000 ㉑ 25,000 ㉒ 260,000 ㉓ 330,000 ㉔ 780,000 ㉕ 430,000 ㉖ 1,995,000 ㉗ 68,000 ㉘ 2,063,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 基礎控除 ⑬から㉑までの計 雑損控除 医療費控除 合計	⑬ 100,000 ⑭ 25,000 ⑮ 70,000 ⑯ 25,000 ⑰⑱ 260,000 ⑲⑳ 330,000 ㉑㉒ 780,000 ㉓㉔ 430,000 ㉕ 1,995,000 ㉖ 68,000 ㉗ 2,063,000

7 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分(特例控除対象)	30,000円
住所地の共同募金会、日本赤十字支部分・都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)	岐阜県 20,000 高山市 20,000

〔都道府県・市区町村分(特例控除対象)〕、「住所地の共同募金会、日本赤十字支部分・都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。〔条例指定分の「岐阜県」・「高山市」の各欄には、条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。〕

※給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の所得にかかる市・県民税の納税方法

1 特別徴収(給与から差引き)
2 普通徴収(自分で納付)

収入がなかった方は0と記入し、裏面上部の1～10の該当欄を記入してください。

個人番号:申告者の個人番号を記載してください。

「1 収入金額」、「2 所得金額」の欄

①②③の所得がある方は、裏面を記入するか、「収支内訳書」などを作成してください。
その他の所得がある方は、証明書を提出してください。

所 得	内 容
① 営 業・その他の事業	製造業、卸売業、小売業、サービス業、私塾の経営、彫刻家、保険外交員など、農業以外の事業から生ずる所得 申告書裏面に収入金額、必要経費を記入するか、「収支内訳書」または「青色申告決算書」を作成し、所得金額を計算します。収入金額や必要経費は帳簿をもとに記載します。
② 農 業	米、野菜などの栽培または酪農、採卵などから生ずる所得 ● 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を適用し、税務署に申告書を提出されなかった方は、高山市役所に市民税・県民税の申告書を必ず提出してください。
③ 不 動 産	建物や土地などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利から生ずる所得 ● 帳簿の作成については、税務署や国税庁のホームページで配布している「帳簿の記載のしかた」などを参照してください。
④ 利 子	公社債と預貯金の利子、信託の収益の分配による所得。通常は申告不要です。
⑤ 配 当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配などによる所得。裏面も記入してください。
⑥ 給 与	給料、賃金、歳費、俸給など 給与収入額から給与所得への計算（注：Aは給与の収入金額を表します）（単位：円） 1～ 550,999＝ 0 1,628,000～ 1,799,999… A/4 (千円未満切捨て) ×24+100,000円 551,000～ 1,618,999… A－ 550,000 1,800,000～ 3,599,999… A/4 (同上) × 2.8－ 80,000円 1,619,000～ 1,619,999＝ 1,069,000 3,600,000～ 6,599,999… A/4 (同上) × 3.2－440,000円 1,620,000～ 1,621,999＝ 1,070,000 6,600,000～ 8,499,999… A × 0.9－1,100,000円 1,622,000～ 1,623,999＝ 1,072,000 8,500,000～ …………… A － 1,950,000円 1,624,000～ 1,627,999＝ 1,074,000
⑦ 雑 所得	他の所得に該当しない所得及び公的年金(遺族年金、障害年金等は除く)所得 受給者以上の時 65歳未満の時 公的年金の収入額A 所得金額 330万円以下 A－110万円 330万円超～410万円以下 A×75%－27万5千円 410万円超～770万円以下 A×85%－68万5千円 770万円超～1,000万円以下 A×95%－145万5千円 1,000万円超 A－195万5千円 ※ 上記の表は、公的年金などの収入に係る雑所得を除いた他の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合の計算式です。
⑧ 総 合 譲 渡 一 時	土地、建物以外の資産の譲渡による所得 保険の満期返戻金、けん賞、福引の当選賞金など一時的性質をもっている所得

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」、「4 所得から差し引かれる金額」欄

配偶者や扶養親族と別居している場合は裏面も記入してください。

控 除	該 当 さ れ る 方	控 除 額
⑲ 配 偶 者 ⑲ 配偶者特別	生計を一にする配偶者の所得により、次の表に照らし該当する額が所得から控除されます。 ● 配偶者の合計所得金額は漏れなく記載してください。 ● 配偶者(特別)控除対象者の個人番号を記載してください。	
⑲ 配 偶 者 ⑲ 配偶者特別	申告者本人の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 0～48万円以下 70歳以上 380,000 260,000 130,000 控除額なし※ 48万円超100万円以下 330,000 220,000 110,000 控除額なし※ 100万円超105万円以下 310,000 210,000 110,000 105万円超110万円以下 260,000 180,000 90,000 110万円超115万円以下 210,000 140,000 70,000 115万円超120万円以下 160,000 110,000 60,000 120万円超125万円以下 110,000 80,000 40,000 125万円超130万円以下 60,000 40,000 20,000 130万円超133万円以下 30,000 20,000 10,000	⑲配偶者控除欄に控除額を記載 ⑲配偶者特別控除欄に控除額を記載
⑲ 配 偶 者 ⑲ 配偶者特別	※ こちらに該当する場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に☑チェックを記入してください。	
⑲ 扶 養	次のそれぞれに該当し16歳以上(平成18年1月1日以前生まれ)で、かつ合計所得金額が48万円以下である人を扶養する場合 (1) 19歳以上23歳未満の人(平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた人) (2) 70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の人 (3) 70歳以上の人のうち、本人又は配偶者の直系尊属で本人又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人 (4) 上記以外の人 ● 扶養控除対象者の個人番号を記載してください。	(1)450,000円 (2)380,000円 (3)450,000円 (4)330,000円
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成18年1月2日以後生まれ)で、かつ合計所得金額が48万円以下である人を扶養する場合 ● 16歳未満の扶養対象者の個人番号を記載してください。 ※ 16歳未満の扶養親族の控除はありませんが、非課税判定や寡婦控除、保育料などの算定に影響しますので必ず記入してください。	0
㉒ 基 礎	納税義務者について前年の所得金額に応じて所得から控除されます。 ※ 前年の所得金額が2,400万円以下の方の場合	430,000円
事業専従者	生計を一にする15歳以上の親族で、かつその年を通じて6か月を超える期間専ら事業に従事する親族を有する場合、次の区分に応じそれぞれ限度額までの金額が所得から控除されます。 (1)事業専従者が配偶者である場合の限度額 (2)事業専従者が配偶者以外の人である場合の限度額 ● 事業専従者の個人番号を記入してください。 ※ 事業所得を、専従者の数に1を加えた数で割った金額を超えて専従者控除をすることはできません。 ※ 事業専従者となった場合、配偶者控除、扶養控除は受けられません。	(1)860,000円 (2)500,000円